

研究活動における不正行為への対応に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人脳血管研究所(以下「当財団」という。)の公正な研究活動を推進するとともに研究活動における不正行為(以下、単に「不正行為」という。)が生じた場合の適正な対応について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者等 当財団において研究活動に従事する役員及び職員並びに当財団の施設を利用して研究を行う者をいう。
- (2) 不正行為 当財団の研究者等又は研究者であった者が当財団在籍中に行った故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為で、次に掲げるものをいう。
 - ア 捏造 データ又は研究結果等を偽造すること。
 - イ 改ざん 研究試料、機材、研究過程に操作を加え又はデータ若しくは研究成果を変え若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないこと。
 - ウ 盗用 他の研究内容又は論文等を適切な手続きを経ることなしに流用すること。
- (3) 部門 組織規程第2条に定める法人本部、病院、老健施設及び在宅局をいう。
- (4) 部門統括責任者 組織規程第3条、第6条、第16条及び第19条に定める法人本部長、病院長、施設長及び局長をいう。

(統括責任者)

第3条 理事長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止に関し、当財団全体を統括する権限と責任を有する者として公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

(部門統括責任者)

第4条 部門統括責任者は、所管部門における研究倫理の向上及び不正行為の防止に関する責任者として公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

(研究倫理教育統括責任者)

第5条 理事長は、研究倫理教育統括責任者を置き、倫理委員会内規第6条に定める倫理委員会委員長をこれに充てる。

2 研究倫理教育統括責任者は、研究者等に対し研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(研究者等の責務)

第6条 研究者等は、不正行為を行ってはならず、また他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 通報の受付

(通報の受付窓口)

第7条 通報又は相談への迅速かつ適切な対応を図るため、当財団に通報の受付窓口(以下「通報窓口」という。)を置く。

2 通報窓口は、総務課とする。

3 当財団における通報窓口の責任者は、組織規程第11条第2項に定める事務部長(以下「事務部長」という。)とする。

4 通報窓口、通報及び相談の方法その他必要な事項は、当財団のホームページ等で公表する。

(通報の受付体制)

第8条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も書面、電話又は面談等により通報窓口に対して通報することができる。

2 通報は、原則として顕名により、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称並びに不正行為の態様等事案の内容が明示されかつ不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

- 3 通報窓口は、通報を受付けたときは速やかに理事長に報告し、理事長は、当該通報に関係する部門の統括責任者にその内容を通知する。

(通報の相談)

第9条 不正行為の疑いがあると思料する者で通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談することができる。

- 2 通報窓口は、通報の意思を明示しない相談があったときは、その内容を確認し相当の理由があると認めたときは相談者に対し通報の意思の有無を確認する。

(悪意に基づく通報)

第10条 何人も、悪意に基づく通報をしてはならない。

- 2 悪意に基づく通報とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。

第3章 事案の調査

(予備調査の実施)

第11条 第8条に基づく通報があったとき又は理事長が予備調査の必要を認めるときは、理事長は、研究者等が所属する部門の統括責任者に、予備調査の実施を指示しなければならない。

- 2 前項の指示を受けた部門統括責任者は、予備調査の対象者に対し予備調査に必要な書類等の提出を求めるとともに関係者の事情聴取を行わなければならない。また、必要に応じ証拠となり得る書類等の保全措置をとらなければならない。

- 3 理事長は、対象となる不正行為の疑いのある事案に部門統括責任者が関与している可能性が高いと認められるときは、他の者に予備調査の実施を指示することができる。

(予備調査の方法)

第12条 予備調査は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について実施する。

(本調査の決定等)

第13条 第11条第1項に規定する部門統括責任者は、通報を受付けた日又は予

備調査の指示を受けた日から起算して概ね 30 日以内に予備調査結果を理事長に報告し、理事長はこれを踏まえ直ちに本調査を行うか否かを決定する。

- 2 理事長は、本調査を行うことを決定したときは、通報者及び被通報者に対しその旨を通知するとともに、当該事案に係る研究費等の配分機関(以下「該当する資金配分機関」という。)及び関係省庁にその旨を報告する。
- 3 理事長は、本調査を行わないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合、該当する資金配分機関若しくは通報者から求めがあった場合に開示することができるよう予備調査に係る資料等を保存する。

(調査委員会の設置)

第 14 条 理事長は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置しなければならない。

- 2 調査委員会の委員は、その過半数を当財団に属しない外部有識者にしなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 部門統括責任者
 - (2) 事務部長
 - (3) 当該研究分野の専門知識を有する外部有識者
 - (4) 法律の専門知識を有する外部有識者
 - (5) その他理事長が指名する者
- 4 前項の規定にかかわらず、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する者並びに対象となる不正行為に関与している可能性が高いと認められる者は、調査委員会委員としてはならない。
- 5 調査委員会の委員長は、第 3 項第 1 号に掲げる者のうち被通報者の属する部門の統括責任者を、副委員長は委員のうちから委員長の指名する者をこれに充てる。ただし、前項の規定により該当者が委員とならない場合は、理事長が指名する委員を委員長又は副委員長に充てる。
- 6 調査委員会の庶務は、委員長が指定する組織において行う。

(調査委員会委員の通知等)

第 15 条 理事長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に書面により理事長に対し、調査委員会委員に関する異議を申立てることができる。

- 3 理事長は、前項の異議申立てがあった場合は、その内容を審査し妥当であると認めるときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

- 第 16 条 調査委員会は、本調査を行うことを決定した日から起算して概ね 30 日以内に本調査を開始しなければならない。
- 2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し直ちに本調査を行うことを通知する。
- 3 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者の事情聴取等により本調査を行う。
- 4 調査委員会は、被通報者に対し再実験等の方法によりその再現性を求めることができる。

(本調査の対象)

- 第 17 条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動のほか本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第 18 条 調査委員会は、本調査を行うにあたり通報された事案に係る研究活動に関し証拠となる資料及びその他の関係書類の保全措置をとるものとする。
- 2 通報された事案に係る研究活動の行われた研究機関が当財団でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して証拠となる資料及びその他の関係書類の保全措置をとるよう当該研究機関に依頼する。

(認定の手続)

- 第 19 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して概ね 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為の有無及び程度、不正行為に関与した者と関与の度合、その他必要な事項を認定する。
- 2 調査委員会は、前項の認定にあたっては被通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合で通報が悪意に基づくものと判断したときは、併せてその旨を認定する。
- 4 調査委員会は、前項の認定にあたっては通報者に弁明の機会を与えなければならない。

- 5 調査委員会は、第1項又は第3項に定める認定が終了したときは、直ちに理事長に報告しなければならない。

(調査結果の通知等)

第20条 理事長は、前条第5項の報告を受けたときは、調査結果(認定を含む)を通報者及び被通報者に通知するとともに該当する資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(不服申立て)

第21条 通報者及び不正行為が行われたと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により調査委員会に対し不服申立てをすることができる。

2 調査委員会は、前項の申立てを受けたときは、直ちに理事長に報告し、理事長は、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対し、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知するとともに該当する資金配分機関及び関係省庁に報告する。

3 理事長は、前項の報告をうけたときは、調査委員会に審査を行うよう指示する。ただし、不服申立ての内容を踏まえ適当と認めたときは、調査委員会委員の交代又は追加若しくは調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。この場合、調査委員会委員の構成等については、第14条第2項及び第4項の規定を準用する。

4 調査委員会は、前項の指示をうけたときは、第16条から第18条までの規定を準用して審査を行う。

5 調査委員会は、審査の結果、不服申立てを却下すべきと決定した場合又は再調査を行うことを決定した場合は、直ちに理事長に報告し、理事長は、その決定を不服申立人に通知する。また、第2項に定める者に通知するとともに該当する資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(再調査)

第22条 前条第5項の規定により再調査を行うことを決定した場合は、調査委員会は、不服申立人に対し先の調査結果を覆すに足る資料等の提出を求めるなどして先の調査結果について再調査を行う。

2 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して概ね50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告する。

3 理事長は、前項の報告をうけたときは、速やかに再調査結果を通報者及び被通報者に通知するとともに該当する資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第 23 条 理事長は、不正行為が行われたと認定された場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の公表の内容は、不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正行為の内容、当財団が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等とする。

3 理事長は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及びこれにより被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、その他理事長が適当と認めた場合はこの限りでない。

4 前項ただし書きによる公表の内容は、被通報者の氏名及び所属、不正行為がなかったこと、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等とする。

5 理事長は、悪意に基づく通報が行われたと認定された場合は、通報者の氏名及び所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を公表する。

第 4 章 措置及び処分

(勧告等)

第 24 条 理事長は、不正行為が行われたと認定された場合は、被通報者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。

2 被通報者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応じるか否かの意思表示を理事長に行わなければならない。

3 理事長は、被通報者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

(是正措置等)

第 25 条 理事長は、不正行為が行われたと認定された場合は、関係する部門統括責任者に是正措置等をとるよう命じる。また、必要に応じて当財団全体における是正措置等をとる。

2 理事長は、前項の規定によりとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(処分)

第 26 条 理事長は、不正行為が行われたと認定された場合は、不正行為に関与した者を就業規則等に従って処分する。

2 理事長は、前項の処分をしたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁にその内容を報告する。

(名誉回復措置等)

第 27 条 理事長は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、被通報者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(不利益取扱いの禁止)

第 28 条 理事長は、不正行為に係る通報及び申立てを行ったこと、予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として当該通報及び申立て等に関係した者に不利益な取扱いをしてはならない。

2 部門統括責任者は、前項の通報及び申立て等に関係した者が不利益な取扱いを受けないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第 29 条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、関係者の名誉、プライバシー、その他の人権を尊重するとともに知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第 30 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 20 日から施行する。